

令和 7 年度

恵庭市社協 事業計画

目 次

1	基本方針	1
2	懸案・重点施策	2
3	組織・職員体制	3
4	体系別事業実施計画	4
5	主な会議・行事日程等	8

社会福祉法人

恵庭市社会福祉協議会

1 基本方針

社協活動に甚大な影響を及ぼした、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上の5類になり、その後地域での支え合い活動は再開されました。しかし、一度停滞した社会状況により、職を失うなど生活が困窮した方も多数おり、引き続き支えが必要な状況は続いています。本会は、令和6年度より恵庭市の委託を受けた、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業、家計改善支援事業の新たな2つの事業を実施するなかで、生活困窮者の自立に向けた支援をより一層進めて参ります。

また、国は地域共生社会の実現に向け、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の構築を目指しています。各市町村における包括的支援体制の構築にあたっては、これまでの実践等を踏まえ、社協が主導的な役割を発揮することが期待されています。このようなことから本会も「地域共生社会」の実現に向け、生活支援体制整備事業および生活困窮者自立支援事業の人員配置の充実など各種地域福祉活動における連携の強化を進めています。

今年度は本会の「第6期地域福祉実践計画」の最終年度を迎えるにあたり、これまでの取り組みの成果と新たな課題や見直し事項等計画全体の検証及び評価を行い、その結果を踏まえ社協をとりまく諸課題の変化に対応するため、引き続き令和8年度から5か年を計画期間とする「第7期地域福祉実践計画」を策定いたします。

このようなことから、令和7年度においては第6期地域福祉実践計画の目標である「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」の実現に向けて、第6期地域福祉実践計画の推進、各種地域福祉活動における連携の強化、生活困窮者への自立支援の充実など、社協活動への期待の高まりに応えるべく、こうした様々な課題に積極的に取り組んで参ります。

※「重層的支援体制整備事業」

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、を実施する事業。

2 懸案・重点施策

（１）第６期地域福祉実践計画の推進

地域福祉実践計画は、「わがまちの社協がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を地域住民の皆様明らかにするものであり、恵庭市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である「恵庭市地域福祉計画」と連携を図り策定しています。令和７年度は本会の「第６期地域福祉実践計画」の最終年度であり、これまでの取り組みの成果と新たな課題や見直し事項等計画全体の検証及び評価を行い、その結果を踏まえ社協をとりまく諸課題の変化に対応するため、引き続き令和８年度から５か年を計画期間とする「第７期地域福祉実践計画」を策定いたします。

（２）地域福祉活動における連携の強化

国が目指す、「地域共生社会」の実現に向け、本会においても恵庭市から委託を受け配置した「第１層生活支援コーディネーター」を中心に、市内各地域包括支援センターに配置した「第２層生活支援コーディネーター」と連携しながら、持続可能なふれあいサロンの運営支援、小地域ネットワーク活動で展開されている見守り活動等からの地域課題の抽出、担い手となるボランティア活動者の養成など、各種地域福祉活動における連携の強化を行っています。令和７年度は生活支援コーディネーターの人員配置を強化するほか、引き続き民間企業やNPO、ボランティアや地域住民をはじめとした多様な主体と連携し、地域における支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者等の社会参加および生活支援・介護予防の充実をはかります。

（３）生活困窮者への支援の充実

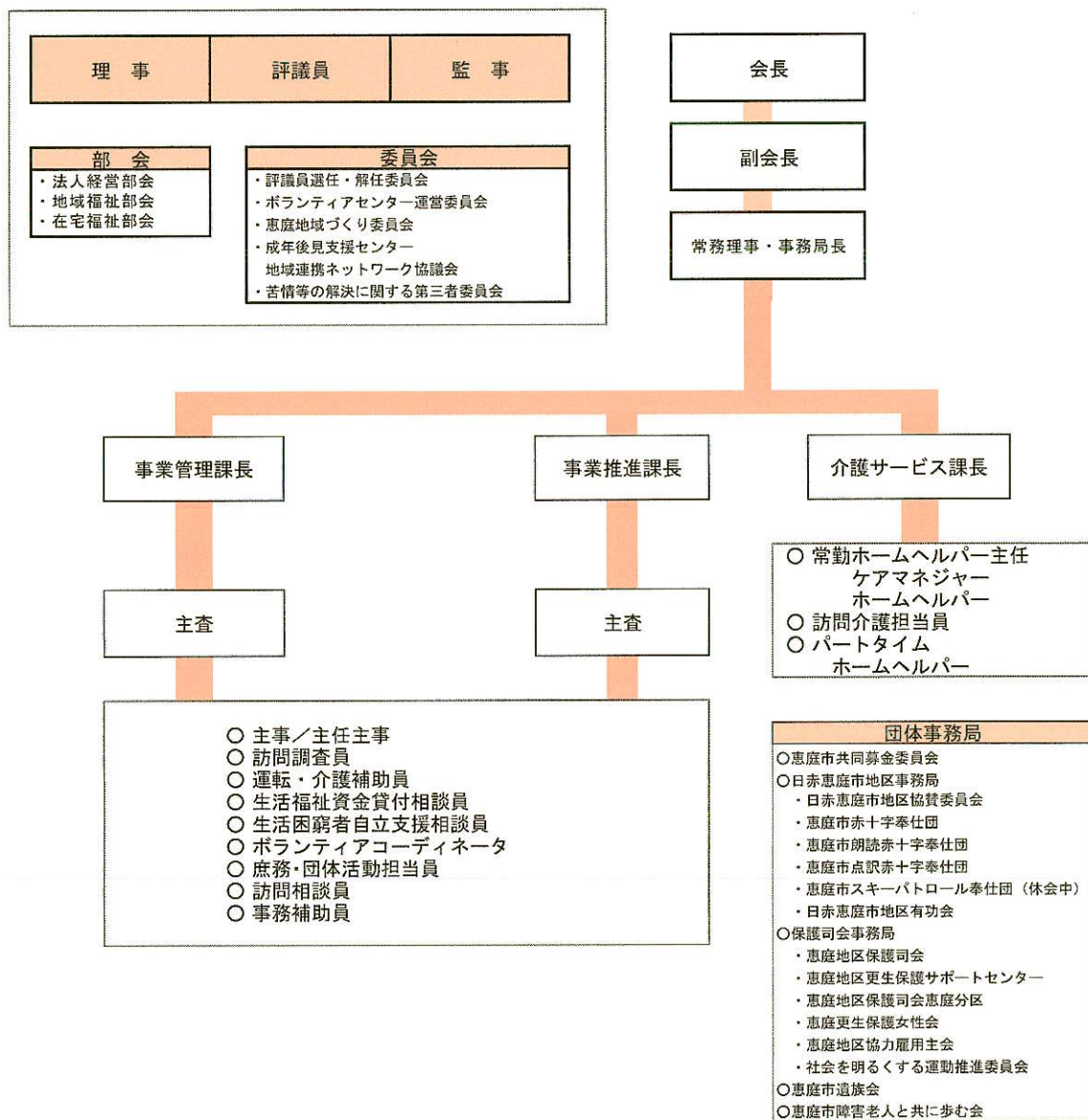
本会は、平成３０年度より恵庭市の委託を受け、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業を実施しており、令和２年春からの新型コロナウイルス感染症の蔓延における生活困窮者への対応など、多数の市民からの相談に対応してきました。あわせて、長期にわたって就労から遠ざかっている方々を支援する就労準備支援事業、家計収支に課題がある世帯への家計改善支援事業など生活困窮者に寄り添った支援を行っています。今後も、８０５０問題やダブルケア等個人及び地域で複数の生活上の課題が明らかになっているケースが、関係する多機関で見えてきたことから、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みとも通じる重層的支援体制整備事業の恵庭市における実施を見据え、自立相談支援機関として支援会議等の検討および試行実施を行います。

3 組織・職員体制

社協は、下図の組織構成で運営されています。

【令和7年度社協組織機構】

令和7年4月1日予定



4 体系別事業実施計画

基本理念：「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」

【基本目標１】「地域で支えあう、つながりづくりを推進します」

住民参加や協働による福祉活動の支援とともに、地域・住民による「支えあいや見守り」が福祉のまちづくりには必要です。

引き続き、重点推進項目として地域福祉推進の中核的事業として推進している「小地域ネットワーク活動」及び「ふれあいサロン事業」等を推進し、基本目標の実現に努めます。

（１）重点推進項目【小地域ネットワーク活動の推進】

1. 小地域支えあい指定事業
2. 小地域支えあいバックアップ事業
3. 小地域支えあい交通費支援事業
4. ふれあい交流会助成事業
5. 年末年始ふれあい支援事業
6. 地域ミーティングの開催
(生活支援体制整備事業と合同)

（２）重点推進項目【ふれあいサロン事業の推進】

1. ふれあいサロン事業
2. ふれあいサロン交流会の開催

（３）重点推進項目【社会福祉功労者等の顕彰・ふれあい福祉まつりの開催】

1. 社会福祉功労者等の顕彰、ふれあい福祉まつりの開催

【基本目標２】「ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます」

高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会としてボランティア活動を推進するとともに、既存のサービスでは対応できない制度外の福祉ニーズに対してボランティアによる支援の検討等体制を整備します。

引き続き、重点推進項目として「ボランティアセンターの運営」、「ボランティアの養成」及び「児童生徒のボランティア活動の推進」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

（１）重点推進項目【ボランティアセンターの運営】

1. ボランティアセンターの機能強化
2. ボランティア登録の推進
3. ボランティアへの活動支援

4. ボランティア団体交流会の開催
5. 恵庭市介護支援ボランティアポイント事業の推進
6. 災害ボランティアセンターの体制整備

(2) 重点推進項目【ボランティアの養成】

1. ボランティア研修会の開催
2. ボランティア体験プログラムの実施
3. ボランティア活動の手引き作成

(3) 重点推進項目【児童生徒のボランティア活動の推進】

1. 学校におけるボランティア活動、福祉教育の支援

【基本目標3】「地域生活での安心と自立をサポートします」

「成年後見支援センター事業」において、制度の利用促進やネットワークづくり、後見人等候補者の受任調整など、中核機関としての役割を令和6年度より本格始動しました。これまでの権利擁護支援におけるノウハウ等を活かし、事業を拡大しながら、引き続き後見実施体制の充実を図ります。

「生活困窮者自立支援事業」では、様々な要因により経済的に苦しくなっている市民に対し自立相談支援機関として各機関と連携・協力のもと就労準備支援や家計改善支援を行うほか、個人及び世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースが増えていることから、引き続き生活困窮者に寄り添った支援を行います。

また、社協への理解、潜在的な生活課題や福祉課題等のニーズに対応するため、情報提供の強化に努めます。

重点推進項目として「社協情報の発信」、「権利擁護の推進」、「生活困窮者への支援の充実」及び「相談体制の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【社協情報の発信】

1. 社協事業の情報提供・出前講座

(2) 重点推進項目【権利擁護の推進】

1. 恵庭市成年後見支援センター事業

(3) 重点推進項目【生活困窮者への支援の充実】

1. 生活困窮者等の自立相談支援
2. 就労準備支援、家計改善支援

(4) 重点推進項目【相談体制の充実】

1. 相談窓口の設置

【基本目標４】「安心した暮らしを支えるサービスを提供します」

社協が介護保険サービス等を含め在宅福祉サービスを行う意義を踏まえ、サービス提供を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握を行い、既存の制度・サービスの対象にならないニーズも含め、必要な支援や援助に向けた体制整備を図ります。重点推進項目として「各種福祉サービス事業の推進」及び「介護保険サービス等の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

（１）重点推進項目【各種福祉サービス事業の推進】

- １．在宅高齢者等配食サービス事業
- ２．ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
- ３．家族介護者介護用品支給事業
- ４．寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業
- ５．高齢者等外出支援サービス事業、重度心身障がい児者通院外出支援サービス事業
- ６．福祉車両貸出事業
- ７．福祉用具貸出事業
- ８．歳末見舞金交付事業
- ９．歳末大掃除サービス事業
- １０．生活支援体制整備事業
- １１．ちょこっとお手伝いサービス「なんもだよ」
- １２．高齢者等除雪サービス事業
- １３．新しいサービス・事業についての調査研究・受託の検討

（２）重点推進項目【介護保険サービス等の充実】

- １．訪問介護事業、居宅介護支援事業
- ２．居宅介護事業・行動援護事業

【基本目標５】「地域福祉を推進する社協組織を強化します」

地域福祉を推進する団体として円滑な事業運営を行うためには、市民に信頼される法人運営が必要です。

そのために、組織・事務局体制の充実強化、経営状況や活動内容の情報公開の徹底と中長期を見据えた財政基盤の確立が求められます。

令和７年度は、第６期地域福祉実践計画の最終年であり、次期計画の策定年度にもなります。第６期中に本会が行いました、市内全町内会への聞き取り調査をはじめとして、今後も地域にどのような福祉ニーズがあるのか等の現状把握を丁寧に行い、地域課題の解消に努め、安心安全な福祉のまちづくりを推進する、新たな第７期地域福祉実践計画を策定します。

重点推進項目として「計画の推進と管理」、「組織体制の強化」、「持続可能な財務運営」及び「行政や各関係機関団体等との連携」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【計画の推進と管理】

1. 地域福祉実践計画の進行管理

(2) 重点推進項目【組織体制の強化】

1. 組織運営体制の充実・強化
2. 事務局（職員）体制の充実・強化

(3) 重点推進項目【持続可能な財務運営】

1. 社協会費への理解と協力依頼、自主財源の確保
2. 愛情銀行の運営と周知
3. 共同募金活動への協力
4. 安定的な財務運営

(4) 重点推進項目【行政や各関係機関団体等との連携】

1. 行政や各関係機関、福祉団体との連携
2. 福祉団体事務局の運営

5 主な会議・行事日程等

社協では、主催する会議及び行事、さらに事務局等を担っている団体等が主催する会議及び行事を実施しており、令和7年度における主な会議・行事日程等は次のとおりです。なお、日程等につきましては変更となる場合があります。

(1) 社協主催・共催及びボランティア関係会議及び行事

【社協主催分】

区 分	日 程 等	摘 要
① 三役及び三部会長会議		会長・副会長・常務理事及び三部会長で構成し、法人運営諸調整、理事会・評議員会開催に伴う議案調整等を行う。
・開催時期	必要に応じ適宜開催	
② 理事会		法人の業務の決定を行う。
・開催時期	6月 12月 3月	
② 監事（監査）		業務執行の状況及び財産の状況について監査を行う。
・開催時期	5月 8月 11月 2月	
④ 評議員会		予算・事業計画をはじめとする重要事項について決議を行う。
・開催時期	6月 3月	
⑤ 理事・監事・評議員全体会議		社協では、毎年7月1日から同月31日を社協会費納入月間としており、これに向けた全体会議（特別賛助会費）。
・開催時期	6月	
⑥ 評議員選任・解任委員会		改選または欠員補充する評議員候補者を選任解任するために設置。
・改選年に開催	概ね2月～4月	
・臨時開催	必要に応じ適宜開催	
⑦ 部会⇒必要に応じ、部会長が招集。		専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申するために設置。
⑦－1 法人運営部会		法人の運営、財務管理等について協議。
・開催回数	必要に応じ適宜開催	
⑦－2 地域福祉部会		地域福祉の推進、サービス利用支援等、実践計画管理評価について協議。
・開催回数	必要に応じ適宜開催	
⑦－3 在宅福祉部会		在宅福祉サービス、介護保険サービス等について協議。
・開催回数	必要に応じ適宜開催	

⑧顕彰審査委員会		顕彰規程に基づき会長顕彰該当者を審査するために設置。
・開催時期	9月	
⑨成年後見支援センター地域連携ネットワーク協議会		成年後見支援センターの円滑な運営と効率的な事業の実施を図るために設置。
・開催時期	5月	
⑩成年後見支援センター受任調整会議		中核機関として後見人候補者の協議・検討を行い適任な候補者を推薦するために設置。
・開催時期	随時	
⑪苦情等の解決体制の整備		苦情等の解決に関する規程により、苦情等の解決体制を整備。
・開催時期	必要に応じ適宜開催	
⑫外部監査		財務管理の適正化と経理の事務処理を整備するために実施。
・開催時期	2カ月に1回（年6回）	
⑬ふれあいサロン交流会		社協に登録しているふれあいサロン団体の方々の情報交換と交流の場。
・開催時期	9月	
⑭地域ミーティング		町内会や地域に居住している方々との意見交換・交流の場として開催。
・開催時期	9月～10月	
⑮職員会議（管理職等会議・課内会議）		職員会議は、事務局長からの伝達、職員間の協議・調整・報告等の場とともに、職員研修の場としても活用。
・定例開催	毎月上旬開催（年12回）	
・臨時開催	必要に応じ適宜開催	
⑯ケアカンファレンス		介護サービス課職員（ケアマネジャー・ホームヘルパー等）を対象とする職場研修等。
・開催時期	月2回開催（年24回程度）	
⑰常勤サ責会議		利用者情報の共有の他、虐待、ハラスメント、苦情、事故などの確認など。
・開催時期	週1回開催	
⑱えにわ地域づくり委員会		生活支援体制整備事業の第一層協議体として開催。
・開催時期	3月	

【社協・共募共催関係】

区 分	日 程 等	摘 要
① 社協・共募共催事業実行委員会		共催事業実行委員会設置要綱に基づき、共催で行う事業に関して協議・検討を行なうために設置。
・開催時期	6月 10月	
② 社協・共募役員評議員研修会		共催事業実行委員会における事業計画に基づき実施。
・開催時期	必要に応じ適宜開催	
③ 社会福祉功労者表彰式・ふれあい福祉まつり		市民の方々に地域福祉及び社協、共募活動について理解をいただくため、ふれあいの場として開催。
・開催時期	社会福祉功労者表彰式 11月7日（金） ふれあい福祉まつり 11月8日（土）	

【ボランティアセンター関係】

区 分	日 程 等	摘 要
① ボランティアセンター運営委員会		ボランティアセンター運営規定に基づき、センターの円滑な運営と効果的な事業の実施を図るため開催。
・開催時期	5月 3月	
② ボランティアセンター交流会		登録ボランティア同士の交流を図るため、団体・個人向けの交流会を開催。
・開催時期	1月	
③ ボランティア体験プログラム		ボランティア参加のきっかけづくりとして、朗読・手話・点訳・要約筆記の4コースを開催。
・開催時期	7月～12月	
④ ボランティア研修会		ボランティア参加のきっかけづくり、活動者のスキルアップを目的に研修会を開催。
・開催時期	年1回	
⑤ ボランティアポイント登録説明会		ボランティアポイント活動登録にあたり、ボランティア活動の基本や心得を説明。
・開催時期	3ヵ月1回程度	
⑥ ボランティアポイント更新説明会・交流会		ボランティアポイント登録者のスキルアップ及び交流を目的に開催。
・開催時期	各年1回	
⑦ ボランティアポイント施設職員研修会		ボランティアポイント登録施設職員を対象とした研修会を開催。
・開催時期	年1回	

(2) 団体事務局として関わる会議及び行事

■恵庭市共同募金委員会関係

- ①三役打合せ会議、理事会、評議員会、監査、共同募金委員会審査委員会
- ②10月1日からの街頭募金運動への取り組み
 - ・街頭募金調整会議、大口募金委員会、運動開始に向けての町内会へ事前協力依頼等、セレモニー（10月1日）、市民団体による街頭募金
- ③12月1日からの歳末募金運動への取り組み

■日本赤十字社北海道支部恵庭市地区関係

- ①日赤恵庭市地区関係
 - ⇒道日赤、地区長（恵庭市長）との調整、北海道大会
- ②日赤恵庭市地区協賛委員会関係
 - ⇒役員会、総会、日赤社資、義援金募集
- ③恵庭市赤十字奉仕団連絡会及び3団体関係
 - ⇒役員会等
- ④その他奉仕団関係
 - （点訳奉仕団、朗読奉仕団、スキーパトロール奉仕団（休会中））
 - ⇒総会出席、助成金申請等

■恵庭地区保護司会関係

- ①恵庭地区保護司会関係
 - ⇒役員会、総会、定例研修会、更生保護功労表彰者祝賀会、懇親会、部会、恵庭地区更生保護サポートセンターの運営
- ②恵庭地区保護司会恵庭分区関係
 - ⇒役員会、総会、新年会、保護観察官定期駐在、分区自主研修、社明作文募集（7月）・審査（9月）・優秀賞等の伝達
 - ⇒保護司候補者検討協議会開催（年1回～2回）
- ③“社会を明るくする運動”恵庭市推進委員会関係
 - （a）推進委員会総会、役員会、企画・推進部会の開催
 - （b）“社会を明るくする運動”及び青少年非行・被害防止全国強調月間（7月1日～7月31日）関係
 - ⇒上記（a）で記載している推進会議等での検討を踏まえ、6月中に、強調月間に向けた事前の取り組み
 - ・横断幕、のぼり掲揚
 - ・市内小中学校及び市内の主要施設にポスター掲示及び看板設置
 - ・広報「えにわ」に掲載
 - ・各町内会・自治会を通じ、啓発パンフレット配布
 - ⇒強調月間セレモニー・街頭啓発活動の実施（6月下旬）
 - 協力団体の行事等に参加し、啓発・広報活動を実施。

⇒作文コンテストの募集（7月）

④恵庭更生保護女性会関係

⇒役員会、総会、事業計画に基づく各種事業活動に係る調整支援
社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

⑤恵庭地区協力雇用主会関係

⇒役員会、総会、合同自主研修、社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

■恵庭市遺族会関係

①役員会、総会、新年会、青年部、研修会

②道及び市主催の戦没者追悼式参加

（3）協力団体として関わる会議及び行事について

■恵庭市障害老人と共に歩む会関係

①役員会（毎月年12回）、総会、研修会・研修への参加

②すずらん託老の実施（毎月開催＋バス旅行＝年12回）

③ふれあい訪問・電話相談

④会報発行（年4回）・ふれあいまつり参加 ほか